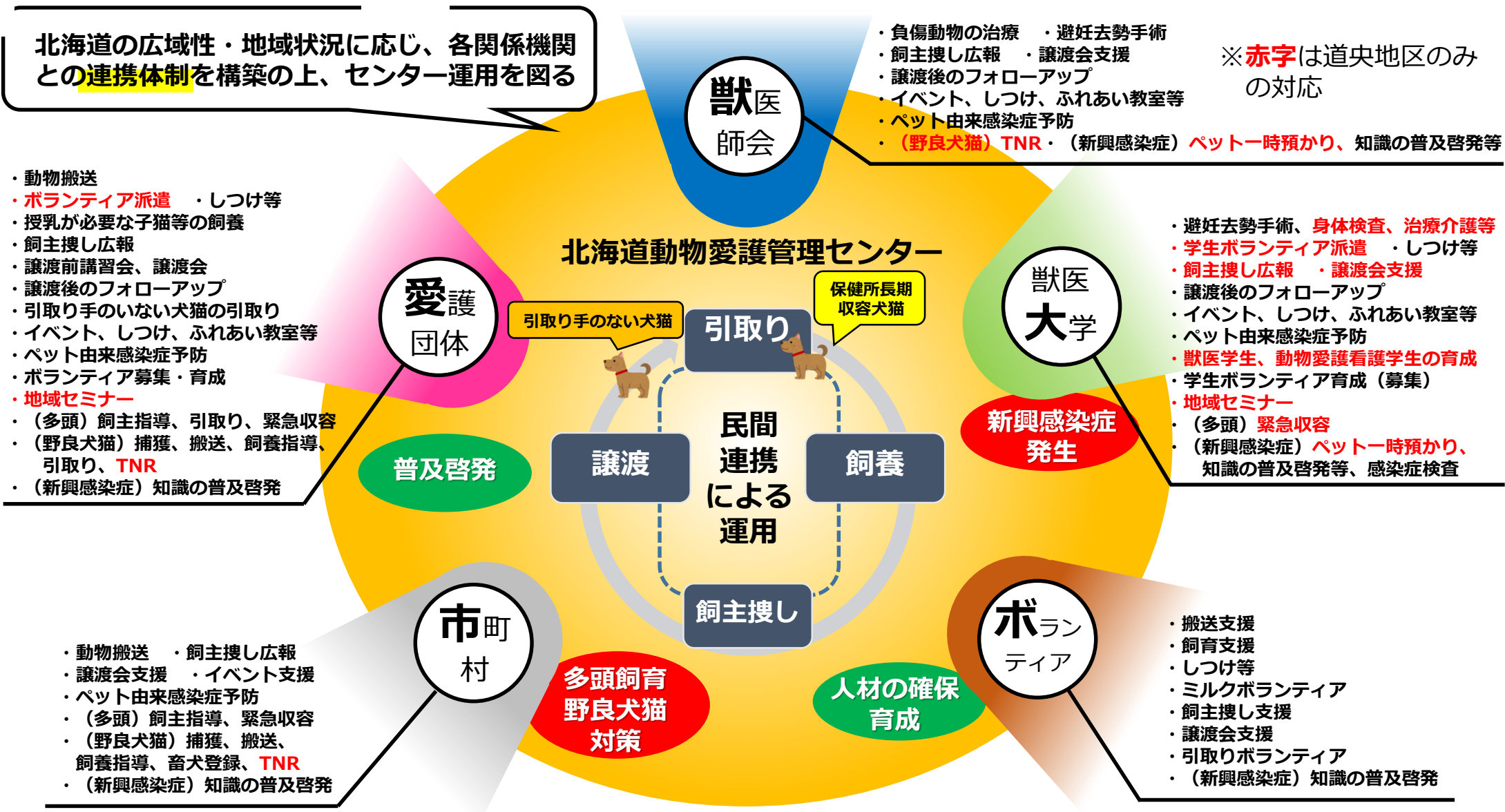


# 資料4 北海道動物愛護管理センター連携体制図（案）

センター業務 (法で定める)	犬猫の引取、譲渡等	愛護管理に関する 広報、啓発	愛護及び適正飼 養に係る業務	動物取扱業の登録・ 届出、監督	飼養者等 への指導	特定動物の飼養・ 保管許可、監督
対応	関係機関との連携体制を構築し対応			道（動物愛護監視員）が対応		

北海道の広域性・地域状況に応じ、各関係機関との連携体制を構築の上、センター運用を図る



※赤字は道央地区のみの対応